

## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談  
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8seki jima@yahoo. co. jp



2008年6月号

### 問題噴出「後期高齢者医療制度」

#### ◆低所得なのに保険料増！？

厚生労働省は当初、「低所得者は保険料負担が軽くなる」と説明してきましたが、国民健康保険（国保）から移行した低所得の夫婦世帯の多くで、保険料負担が増えている可能性が高いことが明らかになりました。

これまで同省は、全国の市町村の8割が採用している算定方式を用いた試算により、同制度の保険料は国保のときよりも減ると説明していました。しかし、この算定方式が適用されるのは国保の加入者数で見ると5割に満たないことから、試算方法を見直すほか、市区町村ごとの実態調査を実施するようです。

#### ◆障害者は事実上「強制加入」

寝たきりなどの理由から障害者と認定された人が後期高齢者医療制度に加入しないと医療費補助を打ち切る措置をとっている自治体があることもわかっています。

この措置をとっているのは10道県（北海

道、青森、山形、茨城、栃木、富山、愛知、山口、徳島、福岡）で、任意とされているはずの障害者の加入が「事実上強制となっている」との批判が起きています。

#### ◆保険料は7年後に4割増！

厚生労働省は、本人負担の保険料が7年後には約4割も増えると試算しています。現役世代の負担が大きくなるように、高齢者の負担割合を引き上げるのがその理由であり、2008年度は年額6万1,000円の保険料が2015年度には約39%増の8万5,000円になると見込まれています。

#### ◆制度の廃止か見直しか？

野党4党は、後期高齢者医療制度の廃止法案を共同で参議院に提出し、早期可決を目指す意向を示しています。また、与党も制度の見直し（低所得者の保険料引下げ、保険料天引きの廃止など）を行うとしています。

# 20歳前傷病による障害基礎年金

私には、車椅子生活をしている19歳の子供がいます。20歳になったら障害基礎年金の請求ができると聞きました。具体的にどのような内容でしょうか

20歳に達する前に初診日がある病気・けがで障害になった場合は、20歳に達したときに、障害の程度が1級または2級の状態にあれば、障害基礎年金が受けられます。

## 1 20歳前傷病による障害基礎年金

20歳前に初診日がある病気・けがで一定の障害をもった人や、生まれつき一定の障害のある人には、20歳以後の所得を補うために、障害基礎年金が支給されます。社会保険庁に障害基礎年金を請求することにより、障害者本人に年金が支給されます。

## 2 障害の程度と支給額

20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日)に、障害の程度が障害等級表の1級または2級の状態にあれば、国民年金から障害基礎年金が支給されます。

また、20歳に達したときや障害認定日に障害の状態が軽くても、その後65歳に達する日の前日までに障害等級表の1級または2級に該当するようになれば、本人の請求により同様に障害基礎年金が支給されます。

1級 990,100円(月額82,508円)

2級 792,100円(月額66,008円)

## 3 障害認定日

「20歳前障害」の障害認定日は、原則として傷病の初診日から1年6カ月が経過した日ですが、この障害認定日となる日が20歳前の期間にある場合は、20歳に達した日が障害認定日とされます。

## 4 保険料納付要件は問われない

20歳前には年金保険料を納付する義務がないため、通常障害年金に必要とされる保険料納付要件は一切問われません。20歳以後に症状が悪化し、請求時の年齢が中高齢になって事後重症の障害基礎年金を請求する場合でも同様です

## 5 所得制限等の適用

この「20歳前障害基礎年金」は、本人が保険料を納付していないため、所得等による支給制限があります。

年間所得が3,604,000円以上のとき2分の1停止、4,621,000円以上のとき全部停止となります(扶養0人の場合)。年金受給者の所得確認は毎年7月末の時点で行われます。この時点で前年の所得が一定額を超えている場合は、8月分から翌年7月分までの障害基礎年金の全額または2分の1が支給停止されます。

# 取締り強まる違法派遣・偽装請負

## ◆「緊急違法派遣一掃プラン」がスタート

厚生労働省は、社会問題化している違法派遣や偽装請負を一掃するため、「緊急違法派遣一掃プラン」を4月からスタートさせ、取締りを強化しています。

## ◆「労働者派遣法施行規則」のポイント

まず、労働者派遣法施行規則の改正を行いました。派遣元が年1回労働局に提出する事業報告書の様式に、「日雇派遣労働者の数」、「従事した業務にかかる派遣料金」、「日雇派遣労働者の賃金」等を追加しました。

また、派遣先責任者については、選任を義務化し、派遣先管理台帳の作成も義務化しています。

その他、派遣先管理台帳の記載事項に、「派遣労働者が従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業した場所」を追加し、派遣元事業主への通知事項には、それらに加え「従事した業務の種類」も追加しました。

## ◆「日雇派遣指針」の主要点

今回、厚生労働省から発表された日雇派遣指針は、日々または30日以内の期間を定めて雇用される者を対象とした、派遣元事業主および派遣先が講ずべき措置を定めたものです。

この指針は10項目ほどです。主なものとしては、まず「日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置」として、事前の就業条件の確認や雇用契約の期間の長期化、契約解除の際に就業のあっせんや損害

賠償等の適切な措置を図ること等が挙げられます。

また、「労働者派遣契約に定める就業条件の確保」では、派遣先の巡回や就業状況の報告により、契約に定められた就業条件の確保が望まれています。

「労働・社会保険の適用の促進」「教育訓練機会の確保」「関係法令等の関係者への周知」「安全衛生に係る措置」などの、いずれも「派遣労働者や日雇労働者だから」という理由でおざなりにされがちだった分野についても、今回の指針では着目されています。

「情報の公開」では、労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開が求められ、これにより、派遣労働者側も情報による選択をしやすくなると思われます。

## ◆危険業務は禁止の方向

今回の改正の多くは、日雇派遣に関するものですが、厚生労働省はこれを機会に期間制限業務や26業務の適正な運用等を含め、従来の違法派遣についても指導と監督を強化する方針を打ち出しています。

また、**相次いで事故が起きている倉庫内での荷降ろしなどの危険を伴う業務について、日雇い派遣を禁止する方向**で検討されています。



**●「ねんきん特別便」への回答率は49.5%**

社会保険庁は、年金記録に漏れがある可能性が高い約1,030万人に3月末までに送付した「ねんきん特別便」への回答者数が、4月28日現在で約510万人（全体の49.5%）にとどまっていることを明らかにした。510万人の内訳は、年金受給者218万人（回答率73%）、現役加入者292万人（同40%）となっている。（5月26日）

**●70～74歳の医療費1割引上げ据置か**

与党は、来年度から2割に引き上げる予定の70～74歳の医療費の窓口自己負担について、2009年4月からの1年間は1割のまま据え置く方針を明らかにした。窓口自己負担2割への引上げは2006年6月に成立した医療制度改革関連法で定められていた。（5月24日）

**●精神疾患による労災・過労自殺過去最悪**

厚生労働省は、仕事のストレスなどが原因でうつ病などの精神疾患にかかり、2007年度に労災認定された人が268人（前年度比約3割増）となり、過去最多を更新したことを明らかにした。また、労災認定のうち、過労自殺（未遂を含む）も前年度から15人増えて81人となり、2年連続で過去最悪となった。（5月24日）

**●未払い残業代の支払い求め添乗員が訴訟**

阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」（大阪市）の派遣添乗員9人が、同社が労働基準監督署から残業代支払いの是正勧告を受けたにもかかわらず支払いがなされていないとして、1人あたり約400万円の未払い残業代を求める集団訴訟を起こす方針が明らかに

なった。同社は事業場外みなし労働時間制を採用していたが、「日報で労働時間は把握できる」と労基署から指摘されていた。（5月24日）

**●後期高齢者医療「終末期相談料」一時凍結も**

厚生労働省は、後期高齢者医療制度における「終末期相談支援料」（患者・家族と医師らが治療方針を話し合っって書面にした場合に医療機関に診療報酬として支払われる仕組み）について、一時凍結する方向での検討に入った。与野党から「延命治療の中断につながる」との批判が大きいため、6月中旬までに結論を出す方針。（5月23日）

**●会社員らの「ねんきん特別便」企業配布**

社会保険庁は、6月23日から現役の会社員などに送付を始める「ねんきん特別便」のうち、約2,200万通（全体の55.7%に相当）は企業経由で配布すると発表した。大企業を中心に全事業所の22.3%が配布に協力すると回答。中小企業では事務負担を懸念して協力要請を拒むところも多く、こうした場合は直接本人に郵送される。（5月22日）

**●国民年金納付率2年連続低下 約64%**

2007年度における国民年金保険料の納付率が64%前後となり、2006年度の66%を下回って2年連続低下となる見通しが明らかとなった。社会保険庁は未納者への強制徴収に力を入れているが、「年金記録問題」を背景に納付しない人が相次いだとみられる。（5月21日）

